

学校いじめ防止対策基本方針

令和7年4月
那覇市立城北小学校

はじめに

学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネット上での新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組む事が求められている。

また、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（「いじめ防止対策推進法」第13条より）」とある。

このことから、本校では、いじめ早期発見の手だてや、いじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について基本的な考え方を明確にし、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

1 前年度の評価（学校評価アンケートより）

（職員）「よくあてはまる」「ややあてはまる」の割合の合計（％）

	評価項目	R6年度（％）
①	さんづけ呼名で丁寧な言葉遣いを行う。	88.2
②	自己有用感の向上を図り、支持的風土のある学級づくりを行う。	94.1
③	相手の立場を考えて行動する子を育てている。	100.0
④	児童理解に努め、長所を引き出す教師である。	94.1
⑤	温かい人間関係づくりに努める教師である。	100.0

（児童）「よくあてはまる」「ややあてはまる」の割合の合計（％）

	評価項目	R6年度（％）
①	友達を「さん」づけで呼び、ていねいな言葉遣いをしています。	57.1
②	思いやりをもち、友だちとなかよく助け合うことができます。	94.4
③	自分にはよいところがあると思います。	84.1
④	先生は、よいところをほめてくれます。	91.6
⑤	先生は、自分のよいところに気づかせてくれます。	87.9

（保護者）「よくあてはまる」「ややあてはまる」の割合の合計（％）

	評価項目	R6年度（％）
①	学校は、保護者や地域と連携し、開かれた学校を作っている。	95.0
②	学校は、いじめや暴力の無い学校作りに取り組んでいる。	92.6
③	学校は、児童理解に努め、子どもに寄り添った適切な指導や対応を行っている。	92.0
④	お子さんは、学校に行くのが楽しそうである。	91.3

2 いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの子にも、どの学校にも起こり得る事から、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌作り」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が共通実践することが求められる。

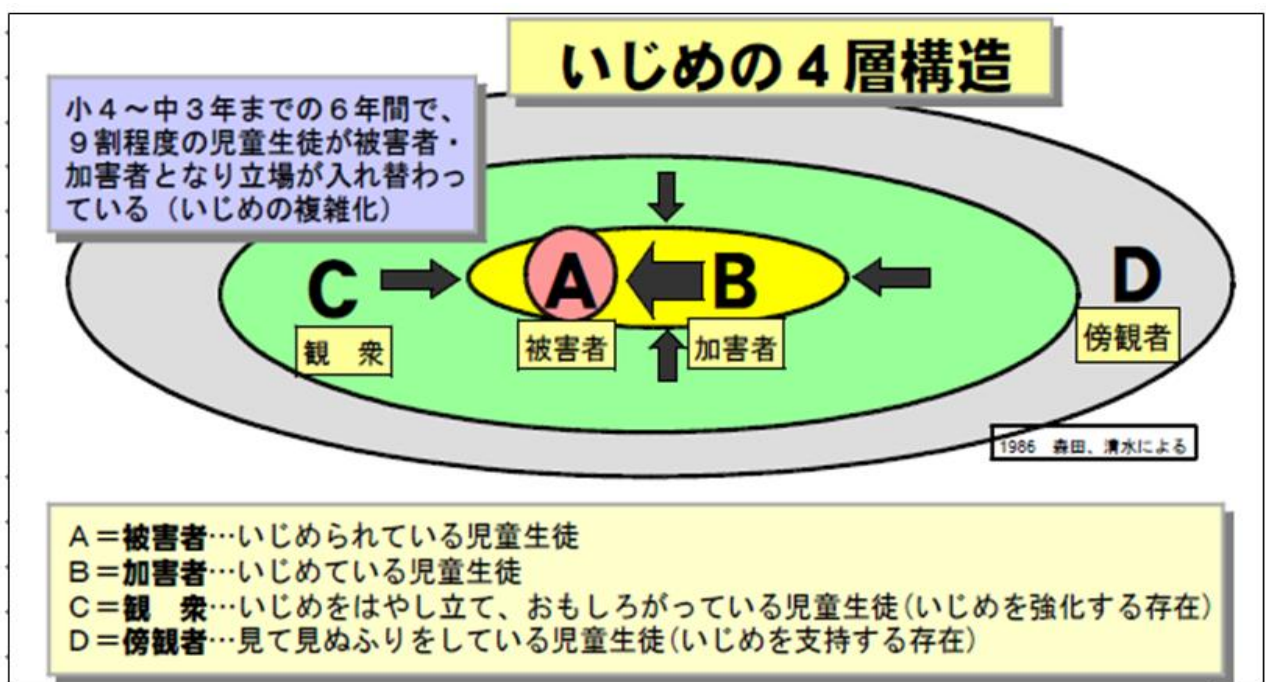
3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある

- 理由もなく意地悪なことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

4 いじめの4層構造



5 いじめに対する基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。また、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要がある。

(1)「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2)いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るといふ危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

(3)いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

(4)いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

(5)家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

文部科学省「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」より

6 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む事が重要である。そのためには「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、**好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある**。未然防止の観点から学校教育活動全体を通して、児童理解、いじめ防止のための取り組み、早期発見のあり方、いじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る研修等の計画を別に定める。

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また児童に対しても学年・学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。なお、**教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。**教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てていたりする児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう務める。その際、教職員はもとより家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

7 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(1) 学校は、日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むと共に、児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(2) 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返り起こったり、正解に対して、冷やかしたりよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起ったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 怒りに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいいいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

沖縄県教育庁義務教育課「いじめの早期発見・早期対応」より

(3) スクールカウンセラー、教育相談支援員の利用について広く周知させることにより、児童及び保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。

(4) 年間計画

月	場	内容	対象
4月	職員会議	学校いじめ防止対策基本方針の共通確認	教職員
	学校HP	学校がいじめに対する基本方針について ・学校HPで、「学校いじめ防止対策基本方針」を公開。	保護者
7月	非行防止教室	那覇警察署少年課による非行防止に関する講話（SNS関連・いじめ・万引き防止等）	児童
	教育相談週間	児童理解・支援に努める。	児童
	職員研修	いじめに特化した研修（講師招聘）	職員
9月	いじめ防止月間	全学年を対象とした、SNSとの関わり方やネットトラブル防止についての指導（動画視聴など）	児童
11月	人権週間	人権擁護委員を講師とした人権教室。 ※折りにふれ、校長講話の中でも人権に関する話題を取り扱う。	児童
12月	教育相談週間	児童理解・支援に努める。	児童
年1回	授業参観	道徳授業公開 ※注1参照	保護者
毎月	アンケート	生活、いじめアンケートの実施	児童
必要に応じて	いじめ防止対策委員会	各学年からの実態報告と対策検討	関係職員等
	カウンセリング教育相談支援員	スクールカウンセラー、教育相談支援員との相談・面談	児童 保護者 教職員

※注1 「道徳授業公開」については、以下の価値項目から教材を選択して授業を公開することが考えられる。

- ・ 善悪の判断、自律、自由と責任
- ・ 規則の尊重
- ・ 正義、誠実
- ・ 親切、思いやり
- ・ 友情、信頼
- ・ 相互理解、寛容
- ・ 公正、公平、社会正義
- ・ よりよい学校生活、集団生活の充実
- ・ 生命の尊さ

8 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うのが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(2) いじめられた児童への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方は、あってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。

いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことがたいせつである。

(3) いじめた児童への指導

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者にも事実関係を伝え、いじめを受けたという児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対してもそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどしていじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) インターネット上でのいじめへの対応

インターネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除依頼の措置をとる。また、学校外でのネット上のいじめやトラブルについては、保護者の責任の下で対応する。保護者からの相談があった場合については、管理職に報告し、管理職は教育委員会等と相談し、対応を講じる。さらに、未然防止として、情報モラル教育を児童の実態に応じて実施するよう努める。具体的には、

授業参観とあわせて外部講師を招聘し、親子でスマートフォンやSNS等などの正しい使い方について考える機会をもうけるようにする。

9 体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。

また、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（「いじめ防止対策推進法」第22条より）」とある。

このことから、本校において、いじめ問題の組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

【いじめ防止の為の組織】

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

② 構成員 **※事案により以下の中から柔軟に構成する。**

校長、教頭、教務、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、関係学級担任、学年生徒指導部、スクールカウンセラー、その他関係職員や外部機関職員

③ 「いじめ防止対策委員会」の取り組み

○いじめ発生時の対応協議

- ・いじめの定義に基づいた、いじめの積極的認知
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応

○毎月1回のいじめアンケートの実施

（その他、状況に応じて内容を検討したアンケートの実施や、記名・無記名等の様式の工夫をすることも考えられる。）

○学校いじめ防止対策基本方針の策定

○教職員の資質向上のための校内研修

○学校いじめ防止対策基本方針の見直し

○地域や家庭との連携

○緊急対応

④相談機関（那覇市HPより）

○学校教育課 098-917-3506

○教育相談課 098-832-7868

○那覇警察署 098-836-0110

○子どもの人権110番：那覇地方法務局人権擁護課 0120-007-110

○子どもの悩み事110番（沖縄弁護士会） 098-866-6725

○青少年ダイヤル「なは」 098-832-7867

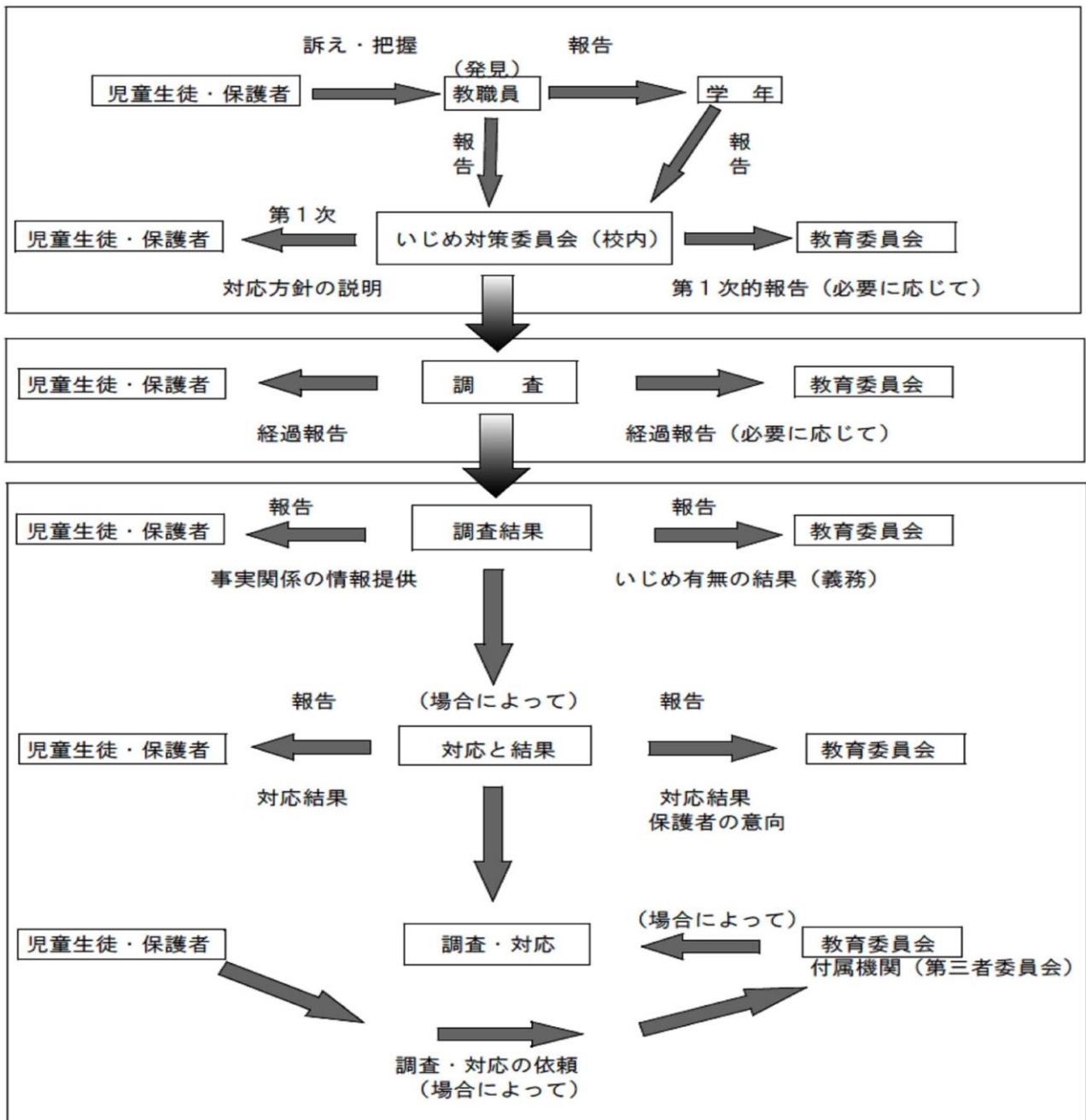
10 いじめ発生時の組織対応

いじめが起こった場合の組織的対応

「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。（「いじめ防止対策推進法」第23条より）」とある。

従って、いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。いじめに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応を別に定める。

【いじめ発生時の通常対応】



1 1 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法第 28 条」より

【重大事態発生時の対応】

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（「いじめ防止対策推進法」第 28 条より）」とある。

このことから、校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告すると共に、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び、経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

（1）被害児童及び保護者への対応

- ・被害児童から十分に聞き取りを行う。
（被害児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の方針について迅速に協議し、調査を続ける。）
- ・被害児童が安心して学校生活を送ることができるようになるまで、継続的な支援を続ける。
- ・被害児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり、意見を聴取したりして理解を得られるようにする。
- ・被害の状況に応じて、医療や福祉等、外部人材や関係機関と連携した支援を行う。

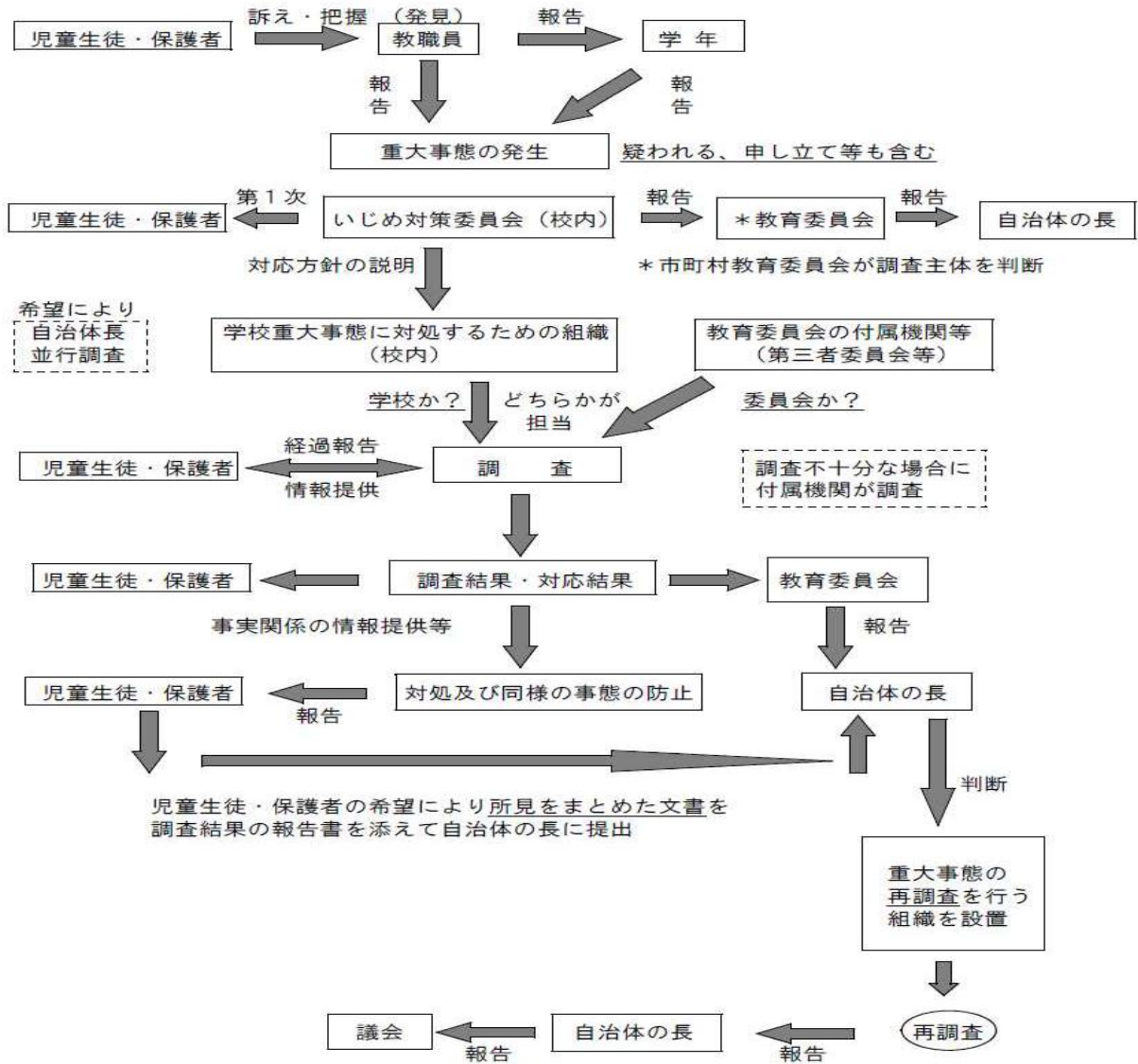
（2）加害児童及び保護者への対応

- ・複数の教員で適切に役割分担をしながら事実関係を確認し、加害児童の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ・必要に応じて、外部人材や関係機関と連携し、加害児童の状況にあわせた継続的なケアを行う。
- ・保護者への説明や加害児童の更生支援や心のケアに対する協力関係の構築を目指す。

【重大事態発生時の対応】

「地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。（「いじめ防止対策推進法」第28条より）」とある。

これを受け、対応の仕方を以下のフロー図に示す。



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。